

添付書類確認票

- 事業計画書（搬入先一覧）

※市外の業者に搬入する場合は、搬入先業者の許可証の写し

※資源物等といった許可証に記載が無いものを搬入する場合は、「受入証明書（処分先証明書）」

- 事業計画書（取扱事業所名簿）

- 従業員名簿

- 代表者、役員及び発行済株式の5%以上を保有する株主の名簿

- 誓約書（廃棄物処理法第7条第5項第4号の規定に該当しないこと）

- 誓約書（廃棄物処理法、上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則を遵守すること等）

- 他市町村一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合は、許可証の写し

- 産業廃棄物処理業の許可を得ている場合は、許可証の写し

- 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人）、住民票の写し（個人）／前回申請と変わらなければ誓約書

- 完納証明書（市税）

- 運搬車一覧及び自動車車検証の写し*（リース車両の場合等、所有者が異なる場合は賃借契約書写し）

※電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項の写し

- 運搬車両の写真

- 事業所の所有を証明する書類（土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し）
／前回申請と変わらなければ誓約書

- 事業所案内図及び付近見取り図

- 事業所敷地内配置図

- 事業所及び駐車場所の写真数枚

- 取扱料金額表及びその徴収方法について記載した書類又はその内容がわかる書類

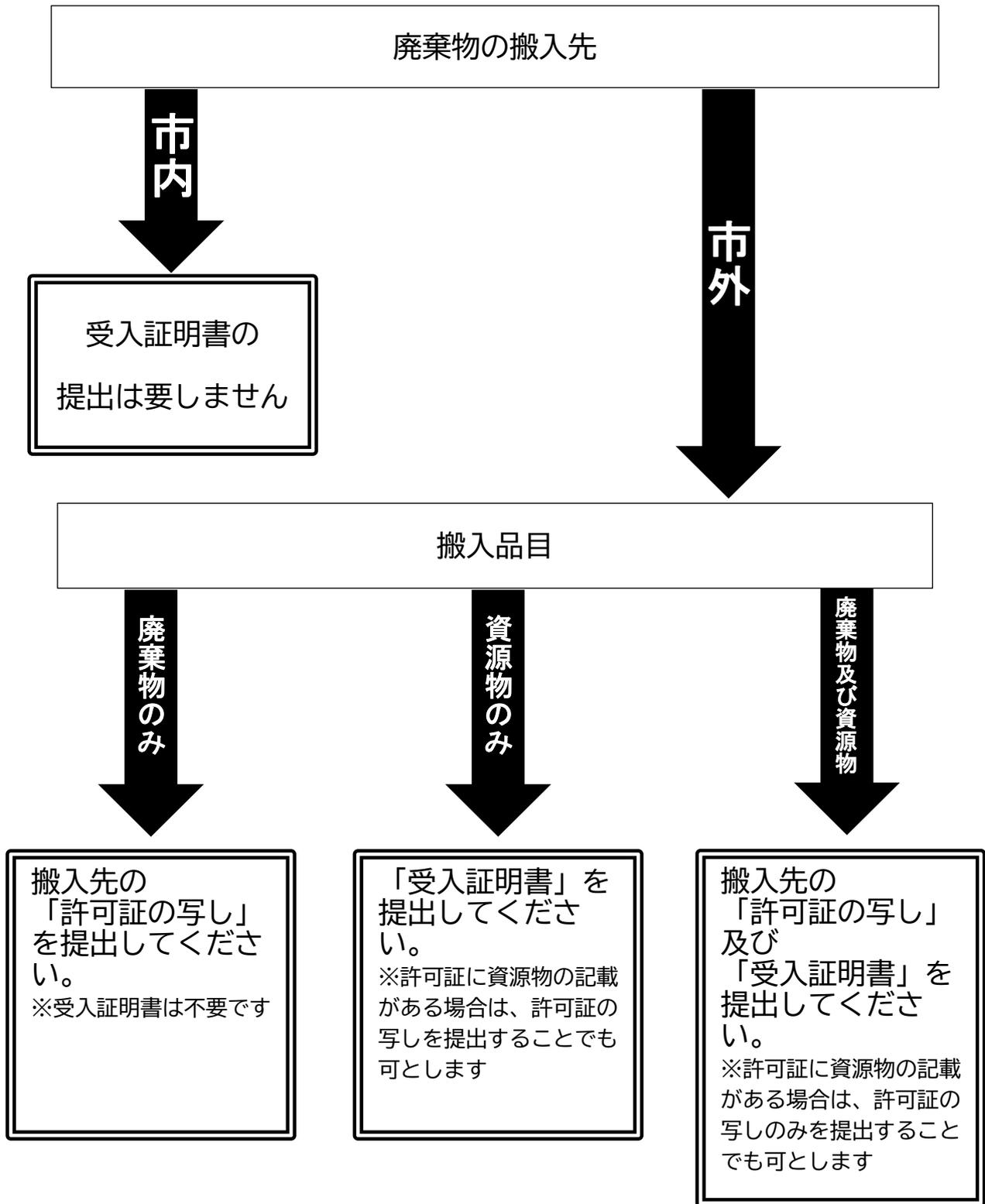
事業計画書(搬入先一覧)

申請者

収集運搬する一般廃棄物の種類	搬入先	搬入量(月平均)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

※市外の業者に搬入する場合は許可証の写しを添付し、資源物等といった許可証に記載が無いものを搬入する場合は、「受入証明書(処分先証明書)」を添付してください。

受入証明書の提出要否



※許可証の写しは、搬入品目が記載されているものに限りです。

受入証明書

(搬入先証明書)

搬入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

上記の者が収集運搬して搬入する下記の廃棄物及び資源物について、当社にて受け入れ
しております。

記

受け入れる一般廃棄物の種類

令和 年 月 日

受入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所
氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

私 (当社) は、上田市一般廃棄物収集運搬業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しないことを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七條第五項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができずとして環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの

若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律

第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の

罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七條の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四條の三の二第一項(第四号に係る

部分は除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四條の六において読み替へて準用する場合を含む。)又は浄化

槽法第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り

消された者が法人である場合(第七條の四第一項第三号又は第十四條の三の二第一項第二号(に該当することに

り許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)

第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又は

これらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下こ

の号、第八條の五第六項及び第十四條第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経

過しないものを含む。)

ヘ 第七條の四若しくは第十四條の三の二(第十四條の六において読み替へて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第

四十一條第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該

処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第

三項において読み替へて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業

廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は

浄化槽法第三十八條第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由が

ある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分

事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八條第五号に該当する旨の同条の規定による届出が

あつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由があ

る法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について

相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にお

いては、その役員を含む。第十四條第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

誓約書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに施行規則等の規定に定められた事項を遵守し、誠実、公正はもとより、公共事業者として、市民に対して一切迷惑をかけることを固く誓います。

万一法令に違反する行為を行った場合、又は、市の指導に従わなかった場合は、許可の取り消し等の処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 上田市一般廃棄物処理業業務にあたり、許可条件を遵守します。
- 2 一般廃棄物の収集運搬業務にあつては、常に従業員に対し、市民の信頼に応えるよう責任を持って指導監督します。
- 3 この業務の実施にあつては、顧客である市民への親切丁寧な対応を旨とし、市民に対して一切の迷惑をかけるよう注意いたします。
- 4 収集運搬手数料の取扱い業務上の経費等については、全責任を持ち、万一損害が生じた場合といえども、市長には一切迷惑をかけません。

他市町村一般廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処理業の許可

青木村

東御市

長和町

坂城町

長野市

松本市

佐久市

千曲市

小諸市

産業廃棄物処理業の許可

※許可証の写しを添付すること

誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

個人にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書については、前回提出したものと変更がないことを誓約します。

(住民票の写し又は登録原票記載事項証明書(個人)、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

従来の自動車車検証の場合

平成 26 年 10 月 20 日

自動車検査証番号又は車両番号: ****

登録年月日/交付年月日: 平成 26 年 10 月 20 日 / 22 年 1 月

自動車の種別: 普通

用途: 特種

自家用・事業用の別: 自家用

車体の形状: 高所作業車 [671]

乗車定員: 最大積載量: 車両重量: 車両総重量: 6155

長さ: 3.500

幅: 1.549

高さ: 2.168

前軸重: 1680

後軸重: 3810

燃料の種類: 軽油

型式指定番号: 4J11

燃費: 2.99

所有者の氏名又は名称: ****

所有者の住所: ****

使用者の氏名又は名称: ****

使用者の住所: ****

使用の本拠の位置: ****

有効期間の満了する日: 平成 28 年 1 月 14 日

備考: 移転登録、管轄変更入、平成 27 年度燃費基準達成車、使用車種規制 (NOx・PM) 適合、この自動車の使用の本拠は NOx・PM 対策地域内です、走行距離計表示値: 31,000 km (平成 25 年 12 月 27 日)、旧走行距離計表示値: 11,900 km (平成 24 年 1 月 10 日)、平成 13 年以降音質抑制車、近接排気騒音規制値 98 dB、平成 13 年以降騒音重要件適用車、【受検種別】指定整備車、【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり、【受検形態】指定整備工場、オパシメータ測定

従来の自動車車検証 (A4 サイズ) の場合、その写しを提出してください。

電子車検証の場合

令和 4 年 12 月 1 日 東京運輸支局長 4122000001

品川 3 9 9 さ 1 2 3 4 (令和 4 年 12 月 普通 乗用 自家用) 98765 0001

コトドコツツ

SHADA1-001

ZEX-ARC99

5

1350

1625

448

173

149

国土交通

平成10年騒音96dB, その他

みほん

この原簿には住所・電話番号を内蔵しております。この原簿を印刷してご利用を目的として発行していただくことはできません。



こちらは提出不要です。

電子化された自動車車検証 (A6 サイズ) の場合、記載事項が不足しているため、次の「自動車検査証明記録事項 (A4 サイズ)」の写しを提出してください。

記録年月日: 令和 3 年 5 月 10 日

自動車検査証記録事項 111210000001

1. 基本情報

自動車検査証番号又は車両番号: 札幌 300 お 9999

車台番号: R35-DSG-00001

登録年月日/交付年月日: 令和 3 年 5 月 10 日 / 令和 3 年 5 月

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称: 運輸 太郎

所有者の住所: 北海道札幌市東区北36条東4丁目△△△ [50007 0331]

使用者の氏名又は名称: ****

使用者の住所: ****

使用の本拠の位置: ****

3. 車両詳細情報

車名: ニッサン [213]

型式: CFA-R35

原動機の種類: V R 38

自動車の種別: 普通

用途: 乗用

事業用の別: 自家用

車体の形状: 箱型

乗車重量: 2000

最大積載量: 185

車両重量: 137

前軸重: 940

後軸重: 790

燃料消費率又は定格出力: 3.79

燃料の種類: ガソリン

型式指定番号: 15965

類別区分番号: 0001

4. 備考

【札幌】新規登録

自動車重量税: ¥49,200

【31年度税制】令和3年5月10日 新規登録

令和3年度燃費基準 4.0%向上達成車

平成27年度燃費基準 2.0%向上達成車

平成25年度燃費基準 2.0%向上達成車

車両安全性能評価対象車

【走行距離計表示値】19,000 km (令和3年5月10日)

【旧走行距離計表示値】9,000 km (令和2年5月10日)

【旧走行距離計表示値】1,000 km (令和3年5月10日)

平成13年以降音質抑制車、近接排気騒音規制値 96 dB

【検査種別】指定整備車

【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり

【受検形態】指定整備工場

オパシメータ測定

以下余白

【注意事項】記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID: A01234560001

12345678901234567890



こちらの「自動車検査証明記録事項」を提出してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

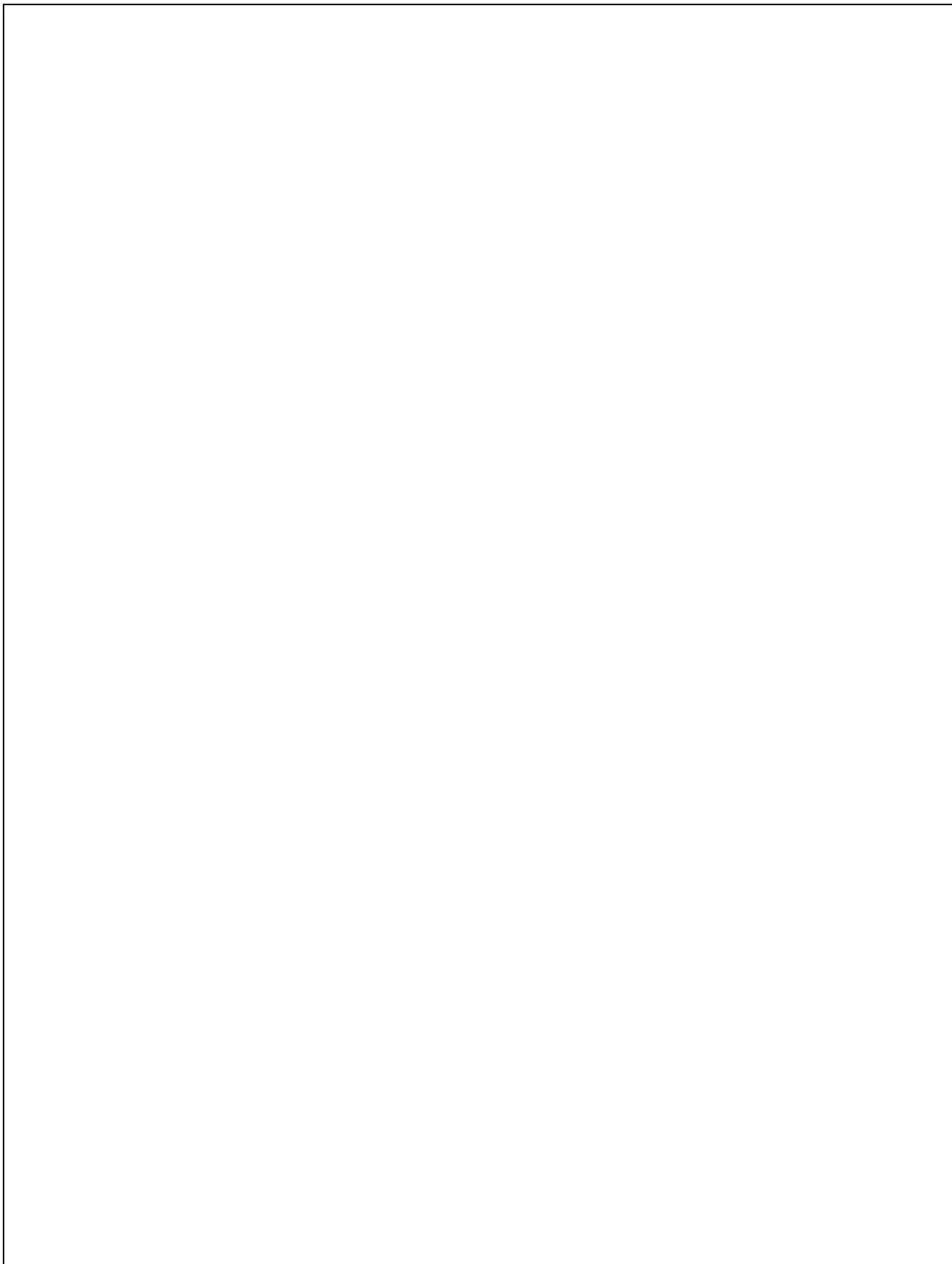
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

事業所の所有を証明する書類（土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し）については、前回提出したものと変更がないことを誓約いたします。

（事業所の所有を証明する書類の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。）

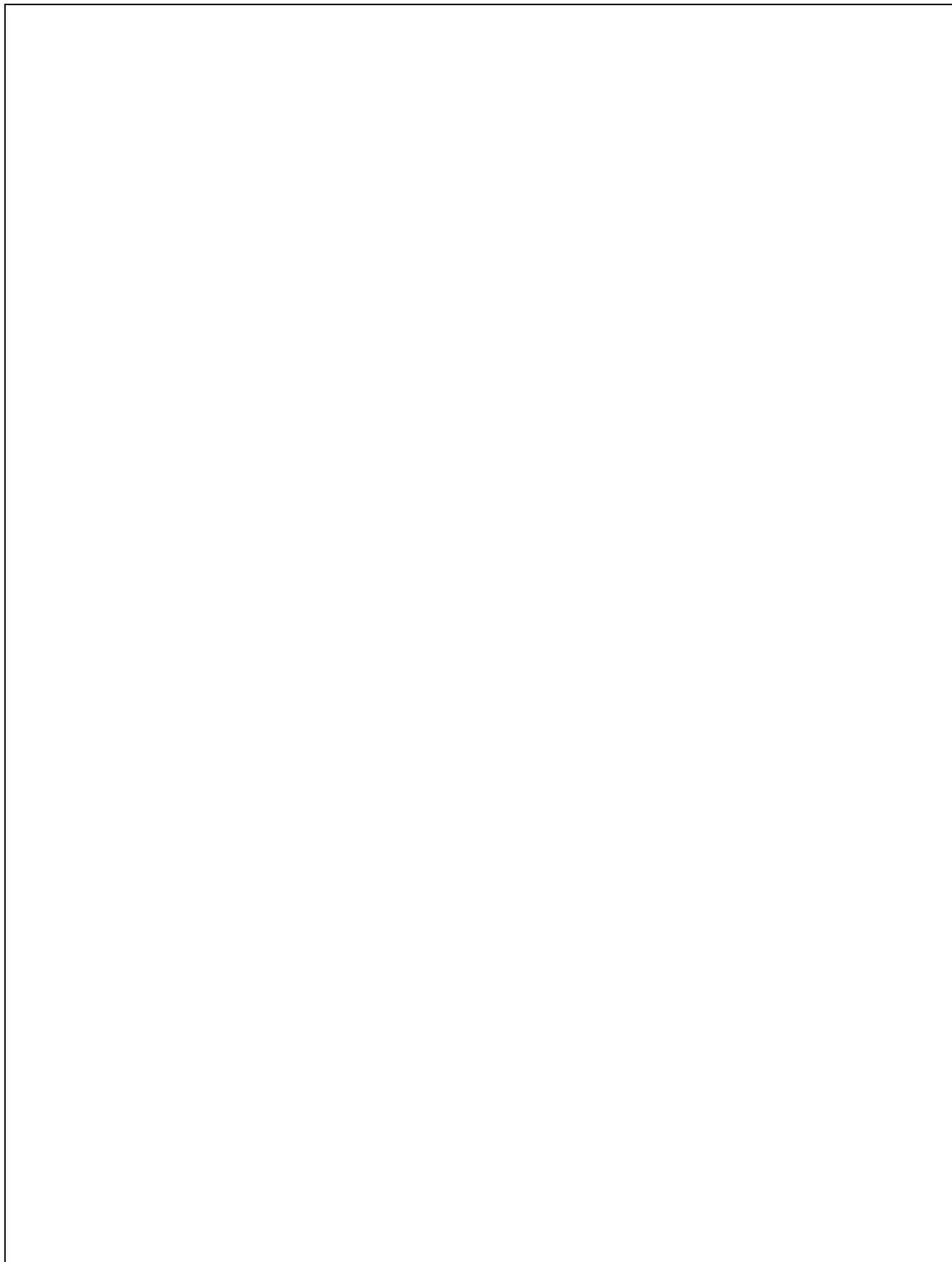
事業所案内図及び付近見取り図

申請者 _____



事業所敷地内配置図

申請者 _____



※敷地内平面図（建物・工作物配置図、駐車場位置等）

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

事業所及び駐車場所の写真

申請者



備考 写真の大きさはカラー、サービスサイズ (敷地内の様子がわかるもの)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請書添付)

取扱料金額表及び徴収方法

申請者 _____

可燃ごみ及び不燃ごみ、資源物等の取扱料金額及び徴収方法は次のとおりです。